

諮問庁：放送大学学園

諮問日：平成29年11月10日（平成29年（独情）諮問第69号）

答申日：平成30年2月15日（平成29年度（独情）答申第60号）

事件名：単位認定試験科目別得点分布表（特定期間分）の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「自己評価書（2010年6月）別添資料基準5にある、「5-3-②-1：学部教務委員会資料（単位認定試験科目別得点分布表（2009年度第1学期）（コース別）」及び「5-7-③-1：大学院 単位認定試験 科目別得点分布表（プログラム別）（2009年度第1学期）」に相当する（同様の）資料を、最新3学期分」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年4月5日付け放総第0011号により、放送大学学園（以下「放送大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

決定内容は、「登録者数」「受験者数」（中略）については、本学の単位認定試験業務の性質上、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、（中略）部分開示とする」とある。

しかしながら、「自己評価書2010年6月」の別添資料基準5には、過去のものについて同様の内容が記載されている。この情報は、ホームページ上に依然として公開されており、これによって何ら当該業務の適正な遂行に支障を及ぼしていないことから、審査請求人が請求する文書についても、当然ながら全部公開するのが妥当である。

（2）意見書

ア 放送大学は、「本学学生に対して当該情報を公表する意図は全くなかった」としているが、公表に当たっては放送大学内での決裁等で意

思決定が行われているはずであり、放送大学全体として意思決定のなされた上で公表されたと捉えるのが自然である。審査請求人が求めている情報は、そうして公表されたものと同様の（対象学期が異なるだけの）ものであるので、公表されるのが当然である。

イ 放送大学は、「学生が合格しやすい科目を中心に履修科目を選択することが可能になり、（中略）教育機関として看過できないものである。」としているが、現在既に科目ごとの平均点は学期ごとに公表されており、「合格しやすい科目」か否かはある程度推測できる状況になっている。審査請求人の求める情報は、その平均点の根拠となる得点分布を求めるものであり、これを公開したとしても「学生が合格しやすい科目を中心に履修科目を選択することが可能」であることに何ら違いはなく、そのことにより学生の履修傾向が大きく変わるものではないと推測される。また、学生がどのような科目を選択するかは学生個人の自由であり、「学習目的に沿って学習をしたい（平均点や得点分布などを気にしない）」という学生も存在すれば、「合格しやすい科目を中心に学習したい」という学生が存在することも、当然の帰結として個人の学習権のあり方としては正当である。放送大学に所属する学生は、その背景が様々であり、学習目的も当然に多様である。どのような科目を履修するのかは学生の自主性によって決定されるべきである。

ウ 放送大学は、「本学のカリキュラムの特性から、（中略）科目の中身、担当者は、一定期間、原則的に固定される」としているが、審査請求人が求める情報は、「単位認定試験の結果」であり、単位認定試験は学期ごとに変化させることが可能であるので、仮に放送大学の主張するとおり、「単位を取りやすい科目を中心に選択できる」ことが「教育機関として看過できないもの」であったとしても、次学期の単位認定試験の難易度を変更すればよい。むしろ、単位認定試験の結果を詳細に公開することで試験内容への改善点等を明るみにすることができるため、よりよい大学教育が期待できる。

エ 附記

なお、審査請求人が放送大学に対して審査請求を行ったのは平成28年4月14日のことであり、審査会に諮問されるまでに1年以上の年月が経過している。審査請求の標準処理期間は何日であるのか存じ上げないが、大変悪質な事務遅滞であり、放送大学におけるこの事件に対しての姿勢が垣間見えるので、ここに附記しておく、

また、審査請求人が最初にこの資料の情報公開について電話で問い合わせた際も、担当者から回答する旨の連絡の後、一通の封書が届いたのみで、「内容の趣旨について、ご理解いただければ幸いです

す。」と書面に記載し何ら趣旨を説明することなく、また、今後の問合せは書面で送る旨を一方的に通知してきたという事実についても併せて附記し、資料（添付省略）を提出しておく。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求に係る法人文書等について

本件審査請求に係る法人文書は、「自己評価書（2010年6月）別添資料基準5にある、「5-3-②-1：学部教務委員会資料（単位認定試験科目別得点分布表（2009年度第1学期）（コース別）」及び「5-7-③-1：大学院 単位認定試験 科目別得点分布表（プログラム別）（2009年度第1学期）」に相当する（同様の）資料を、最新3学期分」（本件対象文書）である。

本件対象文書につき、法5条4号柱書きに該当することから部分開示（原処分）としたところ、審査請求人から、当該文書の全部開示を求める旨の審査請求がされたところである。

2 不開示情報該当性について

本件対象文書については、以下に掲げる理由から法5条4号柱書きに該当する。

審査請求のあった2009年第1学期の資料は、放送大学が平成22年度に文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による認証評価を受けた際に、成績評価が適正に行われていることを示す資料として、認証評価機関に対し作成したものである。

本件対象文書を作成した際には、本学学生に対して当該情報を公表する意図は全くなかった。たまたま本学ホームページ上で、本学のこれまでの自己評価書を公表したことにより、本来学生に対して公開すべきではない情報が、事前の教育的観点からのチェックが十分に行われなかったために、学生の目に触れる結果となったにすぎない。

このような経緯との関係で、改めて開示請求のあった文書について公表の是非を検討した結果、当該情報には、試験の受験資格者数（通信指導の合格者数と同じ）、科目の得点分布、試験の合格者数や合格割合が含まれており、その情報を得ることにより、60点以上の合格点を取りやすい科目を知ることが可能になることが判明した。

放送が既に終了している科目に関する情報であればともかく、最新の現に授業が行われている当該記載内容を含む情報を公にすることにより、学生が合格しやすい科目を中心に履修科目を選択することが可能になり、学生の科目選択が、学習目的に沿って学びたい、あるいは学ばなければならない科目を選択することから、単位を取りやすい科目を中心に選択をする傾向が強まる可能性は、教育機関として看過できないものである。

放送により授業を行う本学のカリキュラムの特性から、毎年度、科目内

容を変えることはできず、科目の中身及び担当者は、一定期間、原則的に固定される。それゆえ、当該部分の情報の公開は学生の自主的な科目選択を通じて実現される本学の教育に深刻な影響を及ぼすこととなり、教育上好ましくない結果をもたらすと判断するに至ったものである。

3 原処分に当たっての考え方

本件対象文書は、本請求に応じて開示することにより、本学における教育の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条4号柱書きに該当するため、原処分どおりの決定を行ったところである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年11月10日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月22日 審議
- ④ 同月27日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 平成30年1月22日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年2月13日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法5条4号柱書きに該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 特定期間における学部及び大学院の単位認定試験科目別得点分布表である本件対象文書は、科目間の成績評価の公平性等を図るために作成しているものであり、具体的には、教育課程などを所掌している学内組織である教務委員会において当該文書の内容を審議し、必要に応じて担当教員に対して是正を促しているものである。

イ 本件対象文書のうち、科目名及び科目ごとの平均点は、全在學生に配布しているシラバス（授業科目案内）に掲載している情報であるので、原処分において開示しているが、科目名ごとの①登録者数欄、②受験者数欄、③得点区分欄、④合格者数欄及び⑤合格／受験欄等については、下記エないしカに掲げる理由により不開示としている。

ウ 放送大学では、科目ごとに通信指導（各学期の途中に一定の範囲で

出題され、その答案を提出して担当教員の添削指導を受けるもの)を行っており、当該通信指導に合格しないと単位認定試験の受験資格は与えられないため、②受験者数欄は、通信指導により受験資格を与えられた者の人数のみが記載されている。

①登録者数欄は、当該科目を登録している人数であるので、①登録者数と②受験者数欄の差は、通信指導により受験資格を与えられなかった者及び通信指導により受験資格を与えられたが、何らかの事情により単位認定試験を受験しなかった者の人数の合計となる。

③得点区分欄は、10点刻みごとの得点分布であり、④合格者数欄は、60点以上の合格者の人数であり、⑤合格／受験欄は、受験者に対する合格者の割合である。

エ これらの不開示部分は、公となっていない単位認定試験に係る詳細な得点結果であるので、当該部分を公にした場合、得点の傾向を詳細に分析することが可能となり、結果として、通信指導に合格しやすい科目及び60点以上の合格点の取りやすい科目を知ることが可能になるため、学生が単位の修得しやすい科目を中心に履修科目を選択するおそれがある。そうすると、放送大学では学生の課題や学習目的に沿った教育を行うことを理念としているのに、自己の課題や学習目的に沿った科目選択を行う学生が減少し、その結果、放送大学の求める人材育成が困難となり、放送大学の教育理念に反した結果が生じる。

また、当該不開示部分は、他大学においても公としていない単位認定試験に係る詳細な得点結果であるので、これらを公にした場合、他大学が試験問題作成の際の参考にすることも想定できる。

なお、科目ごとの平均点は原処分において開示されているものの、科目ごとの平均点だけでは、得点分布のばらつきを知ることができないことから、60点以上の合格点の取りやすい科目を知るための分析は困難である。

オ 審査請求人は、審査請求書（上記第2の2（1））により、本件対象文書について同様の内容が記載されている資料（以下「当該資料」という。）が、ホームページ上に依然として公開されており、これによって何ら当該業務の適正な遂行に支障を及ぼしていない旨主張する。

しかしながら、当該資料は、自己評価書の公表資料の一部として公表していたものにすぎず、また、既に終了している科目に関する情報であるところ、本件対象文書は最新の現に授業が行われているものの情報であることから、審査請求人が主張する当該資料は本件対象文書と同様の資料とみなすことはできず、また、現在、当該資料は、放送大学のホームページから削除しているため、審査請求人の主張は失当である。

カ 審査請求人は、意見書（上記第2の2（2）ウ）により、「単位を取りやすい科目を中心に選択できることが教育機関として看過できないものであったとしても、次学期の単位認定試験の難易度を変更すればよい」旨主張する。

しかしながら、単位認定試験の各科目間の難易度を放送大学の教育理念に適するよう全体調整していくことは容易にできるものではなく、科目によっては何度かの試行を経なければならない場合もある上、放送大学のカリキュラムの構成上、試験の難易度の修正それ自体を直ちに行うことが困難な科目も存在することから、結果、当該不開示部分を公にすることにより、放送大学の教育理念に反する状態が相当の期間続くことになることは避けられない。よって、審査請求人の主張は失当である。

カ したがって、当該不開示部分を公にした場合、放送大学の教育の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条4号柱書きに該当する。

(2) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

ア 本件対象文書には、諮問庁が上記（1）イで説明するとおり、科目名及び科目ごとの平均点部分は開示されており、不開示部分は、科目名ごとの①登録者数欄、②受験者数欄、③得点区分欄、④合格者数欄及び⑤合格／受験欄等であることが認められる。

イ これらの不開示部分は、公となっていない単位認定試験に係る詳細な得点結果であり、上記（1）エ及びオの諮問庁の説明によると、これらが公になった場合、通信指導に合格しやすい科目及び60点以上の合格点の取りやすい科目を知ることが可能になり、その結果、学生が単位の修得しやすい科目を中心に選択するおそれがあり、また、過去に公表していた当該資料は、自己評価書の公表資料の一部として公表していたものにすぎず、既に終了している科目に関する情報でもあるので、本件対象文書と同様の資料とみなすことはできない旨説明する。

そうすると、不開示部分を公にした場合、放送大学では学生の課題や学習目的に沿った教育を行うことを理念としているのに、自己の課題や学習目的に沿った科目選択を行う学生が減少し、その結果、放送大学の求める人材育成が困難となり、放送大学の教育理念に反した結果が生じるなど、放送大学の教育の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の上記（1）の説明はこれを否定し難い。

ウ したがって、当該不開示部分は、法5条4号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を

左右するものではない。

4 付言

本件は、審査請求から諮問までに1年6か月以上が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条4号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、同号柱書きに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司